

地方独立行政法人大阪市民病院機構病院長特別補佐に係る特例規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市民病院機構が所管する病院において、職員から地方独立行政法人大阪市民病院機構組織規程に規定する病院長特別補佐を任命することに伴う、給与等に関し必要な事項を定める。

(給与)

第2条 この規程による病院長特別補佐の給料額については、地方独立行政法人大阪市民病院機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の適用を受ける職員の規定を準用するものとし、規程に定めのないものについては次のとおりとする。

- (1) 給料月額については、職員給与規程第6条第2項第1号を適用し、7級3号給とする。
- (2) 職員給与規程第6条第3項による別表第10の適用については、給料表（1）7級とする。
- (3) 管理職手当については、職員給与規程第15条第2項による別表第12の適用については、2種乙とする。

(施行の細目)

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年7月1日から施行する。

(失効)

- 2 この規程は、令和9年3月31日をもってその効力を失う。